平成２２年（フ）第１３７７４号
東京都中央区日本橋本石町３丁目２番３号
破産者　アプロテクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７７５号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷３丁目９―14―503
破産者　金山泉こと　金　　玉泉
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１７号
東京都町田市忠生１丁目24番地９
破産者　澁谷　明子
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３３４号
東京都日野市栄町２丁目14番地の１
破産者　塩川美保子
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９７号
新潟県柏崎市学校町３番６号
破産者　医療法人博愛会
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
新潟県見附市神保町203番地
破産者　張戸　常央
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第９８３１号
大阪市東淀川区東中島２丁目８番８号
破産者　株式会社フィールド
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５３２号
大阪府東大阪市新池島町２―18―８、開始決定時大阪府東大阪市横小路町６丁目３番28号
破産者　有限会社播磨運送
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１７号
大阪市中央区北久宝寺町３丁目３番１号モリセビル601号
破産者　有限会社セントラルアジア
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１００５号
大阪市大正区南恩加島２丁目２番４号
破産者　株式会社向陽産業
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６５号
大阪市中央区内平野町２丁目２番９号
破産者　株式会社マザープラネット（旧商号株式会社プラネット）
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７７５号
大阪市淀川区西中島５丁目11番９号
破産者　株式会社サン設計（旧商号株式会社サン技術）
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８１５号
大阪市中央区島之内１―５―15―703、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区新町１丁目６番23号
破産者　株式会社システムランバー
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２０１号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目２番１号
破産者　株式会社大岩
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６１０号
大阪市西淀川区千舟２丁目２番27号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区千舟２丁目５番36号
破産者　有限会社ツーリング・メディア
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９８号
大阪府寝屋川市松屋町13番８―1208号、商業登記簿上の本店所在地大阪市城東区野江３丁目５番２号
破産者　株式会社平本商行
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５８９号
大阪市浪速区恵美須西２丁目10番11号
破産者　株式会社ジー・ディ・コア
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７０７号
大阪市淀川区東三国６丁目12番１号
破産者　有限会社ビービーネットワーク
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７７６号
大阪市東住吉区杭全３丁目６番22号
破産者　有限会社滝本ベニヤ商会
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５０号
大阪市中央区安土町１丁目４番５号大阪屋本町ビル４階408号
破産者　株式会社カジュアル・ネットワーク
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６０９号
堺市中区深井沢町3383番地サウスビル２Ｆ
破産者　株式会社ウインエスリード
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係